

青国保運協第1号

令和3年12月23日

青梅市長 浜 中 啓 一 殿

青梅市国民健康保険運営協議会
会 長 桑 田

令和4年度青梅市国民健康保険税について（答申）

令和3年7月15日付け青市保第239号をもって諮問のあった令和4年度青梅市国民健康保険税について、令和3年7月15日、11月11日および12月23日の3回の協議会において慎重な審議の結果、下記のとおり当運営協議会としての意見を決したので答申いたします。

記

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な保険制度であり、その財政運営は医療費の保険者負担額等の支出を基幹財源である保険税を基本として、国や都の負担金などルール化された財源とその他の交付金などを加えた収入で賄い、独立採算で運営するのが大原則であります。

しかしながら、制度の性質上、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより医療費が増加する一方、被保険者に低所得者の割合が高く、国民健康保険事業を取り巻く状況は非常に厳しく、財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えています。

青梅市国民健康保険においても、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行により、年々被保険者数が減少し、保険税収入が落ち込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことにより保険税の減免申請を行う被保険者世帯も一定数の割合がいることから、被保険者の収入状況についてはコロナ禍においてより一層厳しい状態となっています。

また、医療費についても新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として医療費は増加傾向にあり、一般会計からの多額の繰入金により、事業を保っている状態であります。

また、平成30年4月の法改正に伴い施行された、保険者の広域化が実施され、市町村国民健康保険事業に対しては、財政運営の健全化について更に厳しく取り組む事が義務化され、特に一般会計からの財源補てんを目的とする繰入金については、削減・解消が求められています。

併せて、広域化に伴い新たに東京都による標準保険税率が算出され、本来その税率での保険税賦課が課せられているわけですが、急激な保険税の上昇を防ぐため、一般会計からの繰入金を計画的に削減しながら、標準保険税率に近づけていくことが行政としての責務と考えます。

このようなことから、国民健康保険事業を維持していくために、保険税率の一定程度の引き上げは必要であると考えます。

一方で、支出においては引き続き医療費適正化対策としてレセプト点検、特定健康診査の推進、適正受診の啓発、データヘルス計画による効果的な保健事業などを実施し、支出の抑制に努めるとともに、収納率向上に向けた取り組みをより一層推進することを望みます。

また、保険税率等の決定にあたっては、被保険者所得の低迷が続いていることなどを鑑み、被保険者の生活への影響について十分に配慮しなければならないと考えます。

なお、保険税改正の周知については過去の改定時と同様に、その内容を市の広報やホームページを通じて、広く、分かりやすく周知していただくとともに、現在も国や東京都に対して要望しているとのことではありますが、制度の堅持のため、今後も継続して公費負担の増額、交付金等の充実などを強く要望していただきたい。

結論

1 保険税率等について

現在、青梅市の保険税率は、東京都が算出した標準保険税率と比較すると、所得割および均等割の設定が低くなっている。また、国保財政健全化計画でも示しているとおり、一般会計からの財源補てん額の割合が多いことにより、繰入金の削減に向け引き上げはやむを得ないと考える。

なお、税率等については下表のとおりとする。

【令和4年度税率】

区 分	所得割	被保険者均等割
基礎賦課	6.05%	30,600円
後期高齢者 支援金等賦課	2.05%	11,200円
介護納付金賦課	1.95%	12,200円

以上